

## 目 次

第2号（3月6日）

○出席議員及び欠席議員氏名	1
○会議録署名議員の氏名	1
○職務のために議場に出席した者の職氏名	1
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	1
○議事日程	2
○開 議	3
○一般質問	3
吉 田 憲 行 君	3
伊 部 良 美 君	10
中 野 斗 夢 君	16
○散 会	26

出席議員及び欠席議員氏名

議席番号	氏名	出席	欠席	摘要
1	中野 斗夢	○		
2	齋藤 諒太	○		
3	寺坂 大地	○		
4	川口 宜亮	○		
5	高松 恒雄	○		
6	駒野 孝一郎	○		
7	小松 高宏	○		
8	吉田 憲行	○		
9	藤野 菊信	○		
10	米沢 康彦	○		
11	佐々木 一郎	○		
12	伊部 良美	○		
13	笠原 秀樹		○	
14	木村 繁	○		

会議録署名議員の氏名

14番議員	木村 繁	1番議員	中野 斗夢
-------	------	------	-------

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	齋藤 健治	事務局次長	岡田 寿子
事務局書記	青山 晴彦		

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	高田 浩樹	副 町 長	水島 博之
教 育 長	大川 伸介	総務理事	山口 隆司
民生理事	荒井 基志	産業理事	高木 剛彦
建設理事	原 雅哉	会計管理者	谷口 浩之
教育委員会事務局長	佐々木 直人		

令和8年3月越前町議会定例会議事日程〔第2号〕

令和8年3月6日（金）

日程第 1 一般質問

開議 午前10時00分

○議長（藤野菊信君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。なお、笠原秀樹君から欠席届が提出されております。定足数に達しておりますのでこれより本日の会議を開きます。

議事日程については、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1 一般質問

○議長（藤野菊信君） 日程第1 一般質問。

昨日に引き続き一般質問を行います。

8番、吉田憲行君。

8番（吉田憲行君）登壇

○8番（吉田憲行君） 今年に入り、知事選、衆議院選と選挙が続きました。候補者の方々は自分自身の選挙なので、年初であろうと雪が降ろうと関係ないのですが、大義の薄い今回の2つの選挙、事務に携わった職員の方々、関係団体の方々、また、雪が降る寒い中投票に行かれた方々におかれましては、腑に落ちない点多々あったと存じますが、本当にお疲れさまでした。当選された方にはしっかりと働いていただきたいと強く願います。

通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず第一の質問でございます。越前町庁内組織体制について質問いたします。

越前町を取り巻く情勢環境は、人口減少や少子高齢化の進行に加え、住民サービスの多様化、高度化など大きく変化しております。近年、町役場の業務は年々増加、複雑化しており、職員の皆さんが多忙な中業務に当たっておられることは、私をはじめ多くの町民もそう感じております。

こうした中で、限られた人員と財源を最大限に生かし、町民サービスの質を維持、向上させていくためには、町役場の組織体制や人材活用の在り方が、職員の働き方を含めこれまで以上に重要になってきます。持続可能な行政運営のためには、職員の負担軽減と業務効率化の両立が不可欠であり、その基盤となるのが組織体制であると考えます。特に、部局間の連携が十分図れず、いわゆる縦割り行政となっていないか、また、定年退職後の再任用職員の知識が組織の中で十分活かされているのか、さらに、今後ますます必要となってくる専門的な行政分野に対応する組織、人事体制が整っているかについて検証が必要でないかと考えております。

そこで今回、本町の組織体制、人材活用の現状など、本町の中核に関するソフト面を中心にお伺いいたします。最初に、現在の越前町の組織体制についてお伺いいたします。現在の組織体制となって何年となるのか。また、どのような部門、課、出先機関があり、それらの人員の配属人数は何名なのか。所属部署の配属年数の平均は何年なのか、ご答弁よろしくお伺いいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは、吉田議員のご質問にお答えいたします。

まず、現在の体制となったのは、教育政策推進室が創設された令和6年4月1日で、それ以前では、令和4年4月1日に、民生部門の福祉課を子ども未来課、障がい生活課、介護福祉課の3つに分割したことや、庁舎建設室の廃止、情報統計室のDX推進室への名称変更などを行っております。

次に、組織体制及び配属職員数についてですが、現在、庁内には議会事務局、総務部門、民生部門、産業部門、建設部門、会計部門、教育委員会の7つの部局がございます。

議会事務局には、理事以下課長補佐1名、主査1名が配属されています。

総務部門には、総務課、防災安全課、財政課、企画振興課、監理課の5つの課と、DX推進室、ふるさと納税室の2つの室があり、企画振興課の出先機関として、朝日、宮崎、越前、織田にコミュニティセンターがあります。人員は、理事以下課長が5名、課長補佐が9名、主査、主事が22名配属されています。

民生部門には、住民環境課、子ども未来課、障がい生活課、介護福祉課、健康保険課の5つの課があり、住民環境課の出先機関として、宮崎、越前、織田に住民サービス室が、子ども未来課の出先機関として、朝日西保育所など3つの保育所と、宮崎児童館があります。また、子ども未来課にこども家庭センターが、介護福祉課に地域包括支援センターが設置されています。人員は、理事以下課長が5名、課長補佐が保育所の所長を含め17名、主査、主事が66名配属されています。

産業部門には、農林水産課、商工観光課の2つの課があり、理事以下課長が2名、課長補佐が3名、主査、主事が15名配属されています。

建設部門には、都市整備課、定住促進課、上下水道課の3つの課があり、理事以下課長が3名、課長補佐が5名、主査、主事が19名配属されています。

会計部門には、税務課、会計課、2つの課があり、理事以下課長が1名、課長補佐が3名、主査、主事が10名配属されています。

教育委員会には、学校教育課、生涯学習課、スポーツ振興課の3つの課と、教育政策推進室と国際交流室の2つの室があり、学校教育課の出先機関として学校給食センターが、生涯学習課には宮崎、越前、織田の各生涯学習センター、文化歴史館、町立図書館と、宮崎、越前、織田の各図書館分館があります。人員は、理事以下課長が3名、課長補佐が7名、主事、主査、労務職合わせて26名が配属されています。

配属された職員の平均的な配属年数は約3年となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ご説明ありがとうございました。

人員配置の人数を見ますと、やはり民生部門が住民生活に直結し、人的対応が不可欠な分野であるという点については、越前町においても厚く配置されていると感じます。部門数や課の構成は適正かなとは思いますが、ここで提案があります。私もそうなんですけれども、町民の方が何かの用事で役場に来たとき、どこの課へ行けばいいかと迷うことがあると思います。本来は総合受付カウンターがあればいいのですが、小規模自治体である越前町では無理かと思われれます。

そこで、1階ロビーに、この用事ならこの階のこの課とかを、必要最大限の例として表示してもらえないでしょうか。壁かけとして、または床置き、看板でも、どのような形でいいです。この場で返答は結構ですが、近々に検討願います。また、今後、個別に聞いてまいります。

次の質問であります。

これらの複数の課がある中、複数にまたがる業務や課題について、現在どのように情報共有や連携が図られているのか、縦割り行政の解消に向けた課題認識と取組事例と併せてご答弁よろしくお願いたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えいたします。

行政の縦割りによる弊害は、昨年6月定例会で寺坂議員の一般質問でもお答えをいたしました。庁舎内で部署間の壁が高くなり、情報共有や連携が不十分になることで、組織全体の効率性や連携性を低下させるだけでなく、住民の方々にご迷惑をおかけすることにもつながりかねない重要な問題だと認識しております。

本町では、各種計画の策定や案件によって、部門をまたいだ職員で構成するワーキンググループを組織するなど、日頃から庁舎内の連携や部門を横断した意識を持つことを推進しております。さらに、今年度、全職員を対象としたチャットツールを導入いたしましたので、こういったツールの活用をしながら職員間のコミュニケーションを促進し、部門や課をまたいでの情報共有や連携をさらに強化し、縦割りの弊害を解消するための取組を推進していきます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ありがとうございます。

昨年6月のご答弁で、縦割り行政の解消として、ガバメントクラウドの導入に併せチャットツールを導入するというご答弁でそのチャットツールを導入したとのことですが、導入後の取組効果、もしくはワーキンググループを組織したことによる効果がありましたら、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えいたします。

チャットツールにつきましては、今年度導入し、先月、職員に対して説明会を行ったばかりですので、具体的な効果については、これからになるかと思っております。ワーキンググループにつきましては、縦割り行政の解消が一番の効果ですが、様々な部署の職員が集まることで、それぞれの専門的な視点を持ち寄り、よりよい施策や計画を練ることができるや、ふだん接点のない職員同士が顔を合わせることで、通常業務での連携がスムーズになること、関係部署の担当者が初期段階から議論に参加していることから、様々な合意形成が円滑に進むことなどの効果がございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ありがとうございます。

町民の方々にとっても風通しのよい越前町庁内を、またよろしくお願いたします。

次の質問に移ります。

以前より話しさせていただいておりますが、専門性が求められる行政分野が増加している昨今においては、課内にその分野のスペシャリストの育成が必要と感じております。それについてどのようにお考えでしょうか。既存の組織体制で対応可能と考えているのか、それとも、新たな専門部署の設置や体制強化を検討されているのか、もしくは現状でよしと考えているのでしょうか、お伺いたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えいたします。

いわゆるスペシャリストの育成については、同一の所属に長期間在籍することによる知識や経験の蓄積だけでなく、専門的な研修などを効果的に受講させることや、職員の能力を見極めつつ、適材適所の配置と計画的な人事異動を行うことも

重要だと考えております。

現時点では、専門部署の設置や大規模な組織体制の改編は考えておりませんが、必要に応じて組織体制の見直しを図ると同時に、職員の適性に合った配置を行い、より高度な研修の受講を促すなど人材育成に努め、職員の専門性を高めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ありがとうございます。

同じ部署に長期間在籍することによる弊害はありますし、また、様々な業務を経験することは大変大切であるとは理解しますが、そこは職員との意思疎通を図ることで、専門職に進みたい職員を育てることも、複雑化する行政に対応していけるのではないかと私は考えております。

また、現時点では、今ほど大幅な組織体制の解消は必要ないとおっしゃいましたし、私も今のところ必要ではないと思っておりますが、例えば、産業部門に越前特産品課とか、もっと踏み込んで越前カニ課など、今、越前町が踏み込みたい部署に専門職を配置してもいいのかと、いつも考えております。越前町を全国化するための話題づくりも必要かなと思っておりますので、広報活動も一つよろしくお願いいたします。

次に、定年退職後の職員への対応についてお伺いいたします。

現在、定年退職された後に再任用されている人数及びその配属先はどのように決めていらっしゃるのか。また、今後10年の退職予定者の人数をお教え願います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えをいたします。

本町では、定年退職した職員のうち希望者を会計年度任用職員として再任用しております。令和7年度時点で、退職後に会計年度任用職員として再任用されている方は現在20名おります。再任用に当たっては、本人と面談の上、本人の意向に沿うよう配属先を決めております。

今後10年の退職予定者数ですが、現時点で、令和8年度に3名、令和9年度はゼロ、令和10年度に2名、令和11年度はゼロ、令和12年度に4名、令和13年度はゼロ、令和14年度に9名、令和15年度に11名、令和16年度に7名、令和17年度は12名となっております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） 私は前の会社で定年を迎えるときに、継続雇用を進められました。継続雇用の要請を断り、60歳となる月に定年退職いたしました。そのときの気持ちを振り返りますと、今まで役職の立場で部下もおりましたが、継続雇用となりますと、役職が外れ部下が同僚となることに、少なからず抵抗感があったことは否めません。大変ちっちゃい男なんで、それは否めませんでした。

確かに長年勤めていたことによる知識、経験は、後輩からリスペクトされることはありましたが、部下の人事評価権限もなく、配属先によっては、全く今まで一緒に仕事したこともない、面識のない後輩と席を並べることは、今言ったとおり、人間が小さいので、私自身やはり嫌でした。でも、定年後働くことを考えたら、長年勤めあげた職場での雇用が一番だと思います。

そこで、関連して次の質問でございます。

現在、再任用で働いていらっしゃる職員の方や、今申したとおり、私みたいな理

由で定年退職後の再任用を敬遠される職員に対し、別の新たな専門部署が、町民からの要望に応えるべく、現場に出向き対応する外事部署などを組織できたら働きやすいのかと、自分自身を当てはめると思ったりもいたします。いかがでしょうか、町の考えをお聞かせください。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えいたします。

先ほどお答えしたとおり、定年後の職員を会計年度任用職員として再任用するに当たっては、面談をするなどして、なるべく本人の意向に沿うよう取り組んでおり、現時点では、新たな専門部署や外事部署の設置については考えておりません。

今後は、定年退職後に再任用された方々が働きやすいと感じられる職場環境づくりに努めると同時に、何らかの事情で中途退職を余儀なくされた職員が、復帰を希望した場合の再雇用制度の導入などを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） 既に退職した方が、また経験を生かして町の職員として復帰したい道をつくる再雇用制度は、大変有効なことだと思います。ぜひ、早急に検討していただきたいと思います。

また、先ほど申したとおり、スペシャリストの職員の育成に、長年勤務され再任用された職員の方に、現職職員の方と組んでいただいて、行政のスペシャリストとして業務を行っていただくことや、経験をあまり積んでいない職員より、円熟味のある再任用された職員の方が、庁舎の外に出て町民対応等をされる外事部署は、今の時代必要かと思えます。今後の検討課題としては、ぜひ考慮していただけたらと要望いたします。

次に、組織体制についての最後の質問であります。

越前町役場には宿直、日直制度があると思えますが、現状において、警備保障会社が関している中、宿直、日直の重要性及び対象者等の制度内容をお教え願います。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えをいたします。

宿直は閉庁後の夜間、日直は土日祝日の日中に、電話対応や婚姻、死亡など戸籍関係の届出の受領、税金や上下水道料金などの預かり、庁舎内の巡回や緊急時の連絡などの業務を行っております。宿日直業務は、平日の日中にお仕事等で役場に来られない方のための窓口としてや、緊急時の対応など、住民サービスを維持していく上で重要であると考えております。

制度の内容ですが、宿直業務は管理職を除く男性職員1名が、日直業務は管理職を除く女性職員2名が、当番制で行っております。宿直業務の勤務時間は、午後5時15分から翌日の朝8時30分まで、日直業務は午前8時30分から午後5時15分までとなっており、従事した職員には1回当たり4,700円の宿日直手当が支給されております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ご説明ありがとうございました。

かつては私も民間企業に勤務していたときに宿直を経験しましたが、警備保障会社の警備が主流となり、宿直制度は薄れてきました。しかし、役所においては住民サービスの観点もあり、必要不可欠ということと理解しました。

ここでお願いです。宿直、日直とも、平常時と違い、宿日直者以外にほかに誰もおりません。不慮の事件、事故が起こらないとも限りません。特に宿直は1名体制と聞いております。町としても、日々の安全管理を職員意識も含め、よろしくお願いいたします。それと、手当がいつから4,700円となっているか分かりませんが、昨今の物価情勢を鑑みても、業務に見合う手当の増額、他の市町なんかの事例も踏まえながら、また検討もよろしくお願いいたします。減額することだけはよしてください。

次に、庁内のハラスメント体制について質問いたします。

先般、福井県においてハラスメントに関する不適切な事案により、知事が辞職し、冒頭に述べたとおり、大義なき選挙が行われました。このことは、立場や職責の大小を問わず、様々なハラスメントが組織全体の信頼に大きな影響を及ぼす問題であると同時に、個人の人格を否定することとなります。

そのような中で、本町、越前町役場においても、職員が安心して働ける職場環境づくりが十分図られているかという観点から質問いたします。越前町のハラスメント体制内容、研修等の実施状況、内部通報体制についてお答えください。また、昨年1年間での職員からの通報、相談を受けた件数をお伺いします。そして、現在、越前町において懸念のある重篤なハラスメント事案があるかどうか、よろしくお願いいたします。

以上、ご答弁よろしくお願いいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） それでは、お答えをいたします。

本町では、令和6年に健全な職場環境の確保を目的とした越前町職員のハラスメント防止に関する要綱を定め、全てのハラスメントの防止に努めております。要綱では、会計年度任用職員を含む町職員は、ハラスメントをしてはならないと定め、ハラスメントの相談、通報の窓口を総務課とし、人事担当職員で対応することとしております。人事担当職員は、相談記録表及びハラスメント調査票を作成し、総務理事に報告することとなっており、任命権者である町長は、ハラスメント被害者に対して可能な限り最善の救済を行うよう努めることとしております。

研修の実施状況については、県自治研修所が行っているハラスメント研修の受講を職員に対して促しているほか、昨年11月には、弁護士をお招きし、全職員を対象としたカスタマーハラスメントの研修を実施したところです。

次に、昨年1年間の通報、相談件数についてですが、通報はなく、面談などを通じての相談が3件ございました。2件はパワーハラスメント、1件はモラルハラスメントに関する相談で、いずれも所属長や総務課長が面談を実施するなどの対応を行い、現在は落ち着いている状態で、重篤なハラスメント事案についての通報等はございません。

今後は、より実効性のある体制の構築について検討を進めてまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） 当然であります。ハラスメントは相手の立場や感じ方を無視した言動によって、相手に不快感、苦痛、不利益を与えることです。重篤な通報、相談はないとのことですが、事案を大きくしないための身内間のなれ合いだけは、決してしないようにお願いいたします。相談窓口と相談者には必ず温度差がありますから、相談者に対し守秘義務の徹底、丁寧、慎重な対応をよろしくお願いいたします。そして、三役をはじめ幹部職員、全職員に対するコンプライアンスの

周知徹底を今後も厳しくお願いいたします。私たち議員もコンプライアンスは遵守してまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

町役場内のハラスメント対策も重要であります。昨今はカスタマーハラスメントの対応も重要であります。他の自治体の中には、条例を制定しているところもあると聞いております。先ほどの答弁で、越前町では弁護士を招いて、カスタマーハラスメントに対する研修会を実施したとのことですが、ここでハラスメントについての最後の質問であります。

越前町においては、カスタマーハラスメントに対する要綱もしくは体制が整っているのか否か。また、そのような事案があるのか否か。もしあるのであれば、その内容はどのような事案なのか、ご答弁よろしくお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） ご質問にお答えします。

本町では、令和6年に定めたハラスメント防止に関する要綱に基づく相談体制を運用しておりますが、カスタマーハラスメントを明示した専用の要綱やマニュアルは、現時点では未整備であります。

一方、先ほどの総務理事の答弁でもありましたように、昨年11月には、全職員を対象としたカスタマーハラスメントに関する研修も実施しており、現在は、より実効性のある対策に向けた検討を進めているところでございます。

令和8年10月1日から改正された労働施策総合推進法に基づき、事業主に対しカスタマーハラスメント防止のための必要な措置を講ずることが義務づけられます。本町といたしましても、その趣旨を踏まえ、必要な体制整備を進めていくことが必要であると考えております。

本町といたしまして、カスタマーハラスメントとは、職員が業務上関わる全ての方々からの言動のうち、要求内容が妥当性を欠く場合、あるいは当該要求を実現するための手段・態様が社会通念上不相当なもので、職員の勤務環境が害されるものと捉えております。正当なご意見やご要望には真摯に耳を傾けながらも、職員の就業環境を害する不当な言動や手段、対応に対しては、組織として職員を守るための体制を整えていく必要があると考えております。

また、そのような事案があるかどうか、もしあるのであれば、内容はどのご質問でしたが、本町におきましても、威圧的な言動、過度な要求、長時間の拘束、繰り返しの連絡、個人的な連絡手段を用いた不適切な接触など、カスタマーハラスメントに該当し得る事案があるものと認識しております。

現在、こうした実態の把握に努めているところであり、今後はその結果も踏まえながら必要な対策を講じ、職場環境の改善を図ってまいります。あわせて、町民の皆様への接遇の向上にも組織全体で取り組み、対策の強化と丁寧な住民対応を両輪として、職員が安心して働ける環境と、持続可能で質の高い住民サービスの両立を図ってまいります。

○議長（藤野菊信君） 吉田憲行君。

○8番（吉田憲行君） ご答弁ありがとうございました。

カスタマーハラスメントについては、町職員にとっては行政サービスが絡んできますから、その線引きが大変難しいと推測されます。町民は正当な要求をしているけれども、町職員はハラスメントを受けているみたいな感じになりますので、そここのところの線引きだけはきちっとしていただいて、正当な要求であったらきちっと対応していただけるようによろしくお願いいたします。

また、そのようなちょっと不適切な要望等に遭遇しましたら、毅然とした態度で、

自分一人で抱えず、同僚、上司と問題を共有し、対応することが必要と感じております。今ほど答弁されたとおり、対応マニュアル策定が待たれます。県は条例とかと言っていますけれども、ハラスメントに関しては、そこまでは越前町は必要ないかとは思いますが、そういうマニュアルの策定とか、そういう相談には真摯に対応して、職員もしくは、また町民を守っていただけたらと思いますので、よろしくお願ひいたします。

今回、越前町の組織体制及びハラスメント体制について質問してまいりましたが、合併以来、職員数が削減され、それでいて仕事内容は多岐にわたり、町民にとってやって当たり前のことでも、職員にとっては内容が複雑となり、ここの案件に係る時間は長時間にわたると思われまふ。効率化が必要といつても、効率化を進めると行政サービスがなおざりになり、痛しかゆしだと感じております。

私個人としては、ハード面の改修、建物等の改修も大変ですが、組織をいま一度見直すこと、職員削減ではなく増員も含め、人というソフト面を強化すべきと感じております。職員でなく仕組みで町を回していただきたいと思つております。それと、庁内での意思疎通、改めて報告、連絡、相談の徹底を図つていただくよう、組織構築をよろしくお願ひいたします。古いことわざであります、**「人は石垣、人は城」**だと今でも思つております。職員を守る体制をよろしくお願ひします。そして、町民を守る体制をよろしくお願ひいたします。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤野菊信君） これで、吉田憲行君の一般質問を終わります。

次に、12番、伊部良美君。

12番（伊部良美君）登壇

○12番（伊部良美君） 12番、伊部です。

議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

先日の広報紙えちぜんの中に、越福ドリームライン協議会として、越福ドリームライン走るといふチラシが配布されておりました。町長はこのチラシをご覧になつていますかね。ありがとうございます。

内容は、ご自宅から福井市内の病院やJR福井駅までのご希望の時間を送迎いたしますと載せられておりました。また、活動資金として、お1人様1口2,000円の支援金を募る運動も併せて、越前地区の住民の皆様への賛同を呼びかけをいたしておるそうでございます。また、越前、鯖江、越前市の病院へ、透析を受けられる患者さんの受入れにもお聞きをいたしておるそうでございます。透析が終わつて、帰りのバス待ちが4時間、透析で疲れている患者さんから大変に喜ばれているとのことでございます。町としても、越福ドリームラインのボランティア活動に、町民の生活を守る安心感を考えると、この活動に生きる喜びの最大のものかと思つております。町としても、この活動の支援にご理解を賜り、いつときでも早い町のご協力を賜つてあげたいと思つております。

それでは、質問に入りたいと思つております。

国道305号線に、白浜高佐間の道路の拡幅についてお伺いをいたします。

国道305号線の米ノ地係の越波対策工事や、一部国道の道路改良の工事の整備も終わりました。同時に白浜高佐間も4年がかりでようやく地域図も出来上がり、地権者との件も話し合われたように伺つておりますが、地元の区長をはじめ地区の方の協力を賜りましたことに感謝をいたすものでございます。

令和8年度からは、本格的な事業を進めるために、町として管理漁港や公民館などに、県や地元のどのように話しをされているのかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） それでは、お答えをいたします。

国道305号、白浜高佐間の道路改良事業につきましては、地籍の混乱により用地測量が難航しておりましたが、関係地権者の皆様と協議を重ね、ようやく地籍図完成のめどがたったところでございます。本格的な事業実施に向けた、地元との調整状況でございますが、町管理漁協につきましては、道路拡幅に伴う影響を踏まえ、地元漁業関係者の皆様と必要な調整を図っているところでございます。

また、白浜地区集荷施設につきましては、駐車場を含めた移転新築のご要望をいただいておりますが、現時点におきましては、建物自体は事業の支障とならない見込みでございます。このため、町が修繕し、白浜区へ引き渡す案や、県の補助制度を活用した建て替え案などを提案し、地元と協議を進めているところでございます。

町といたしましては、引き続き県と連携し、地元の調整を進めながら、1日も早い着工に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） この区間は特に山と海に挟まれ、狭い状態の中に国道305号線があり、道路拡幅工事をするにしても、特に難しいかと思っております。旧越前町のときに、地元の助役から、ある方の地権者の件を含めて、私と計画のやり取りもありました。この駐車場と漁港との区間を、埋立てをし、埋立ての一部に北側に向けて船揚げ場を設けるように考えた県の土木部や、部長や農林水産の次長と要望をいたしてもまいりました。その後、地元から議員が当選されて、今後は私たちが引き継いでやると申されましたので、地権者の方のみの報告を伺っておりました。結果的に、今日まで進展がありませんでしたが、現在において、県に伺うと、地権者との話もできたように伺っております。

町長も知事選の応援に同地区を訪れた際、区長をはじめ地区の皆さんの熱意を感じられたと思っております。熱量を感じられたと思っておりますが、この区間に、7、8年前に、高波による人家の被害を与え、応急的な越波対策工事が行われており、漁港の必要性を云々ではなく、今日まで漁港の存在が高波の防災の働きが大きく、今後もこの地区の国道強靱化のために、役割は欠かすことのできないものかと思っております。今後も、この漁港の防波堤は、離岸堤の役割としても重要な働きをされると思っております。

町長、この任期中に、1日でも早く取り組まれる決意があるかどうかお示しをいただきたいと思っております。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えします。

議員ご指摘のとおり、国道305号の白浜高佐間は、山と海に挟まれた狭隘な区間であり、道路拡幅に当たっては厳しい条件がございますが、漁港の防災機能の重要性、国土強靱化の観点からも、大変重要な事業であると認識しております。また、私も現地を訪れた際に、地元の皆様がこの事業にかける強い思いを肌で感じました。

議員からご提案のありました埋立てと北側への船揚げ場の設置につきましては、旧越前町時代からのご提案として承知しておりますが、現在は、既存施設の中で道路拡幅と漁港機能の両立を図る方向で、県や漁港担当部局と調整を進めております。

町といたしましても、これまでの地元の皆様のご尽力に深く感謝申し上げますとともに、本事業が1日も早く前に進むよう、県と緊密に連携し、必要な調整と働きかけにしっかりと取り組んでまいりますので、引き続きご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） これから先は通告にはございませんが、今、町長の答弁によりまして、今のこの防波堤のほうへ下りる道が、道路を広げると、今でさえ急勾配の道路が、さらに、今道路を広げると、勾配がきつくなって、防波堤の先のほうへ下りる道が大変な状態だと思うんで、この道路を広げた状態で、北側へ向いた防波堤の先端へ行かれるような、そういう道を造っていただきたいと思っております。答弁はよろしいです。一応、参考としてお聞きください。お願いします。

また、高佐地区においても、波返しの部分を道路高までコンクリートを削り取り、停留所が、削り取った幅員を歩道に、道路の海側にバスの停留所があるのですが、停留所に渡る横断歩道があったのですが、停車する路線バスが横断歩道のところにあるために、離れて停車をしないというような現状があったんで、最近になって、停留所の前の横断を消していただいて、停留所前で路線バスが止まるようになりました。そうすると、高佐地区には横断歩道が1か所もない状態にあります。これもおかしな話で、早急に横断歩道をつくるにせよ、相手側の海側にはそういう歩く道というんですか、歩道、海側で受ける土地がないので、この波返しを削り取って歩道をつくり、交通の安全上からも、早急に町としてお考えになるつもりがないか、そこは答弁できたらお願いします。できなければ結構ですけれども。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 関係機関と連携を図りながら、適切に対応してまいる所存です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） ぜひ、早急に、今、この漁港のところを前後しての質問でございますので、早急に高佐のほうにも、横断歩道が地区に1本もないということは、やっぱりちょっと寂しい思いもするんで、ぜひ、早急にこの波返しを取って、そこを横断歩道にするというような考えを、県に対して要望するようにしていただきたいと思っております。

次に、この区間を前後にして、茂原地区においても国道305号線の一部の区間の道路拡幅が見込めず、丹生土木事務所の下で、25億円をかけて、海側のほうへ人工海水浴場を兼ねて、人家に沿って町道を取り、道路からさらに海に向かって人工海水浴場や駐車場の計画をされ、工事に取り組みされたのですが、防波堤の工事にかかる、予定額より工事費がかさみ、設計額よりもオーバーすることになり、一旦中止に入りました。その後、やむを得ず、そういう今の現在のところまで25億円で完成をいたしました。ただし、そこから白浜の駐車場の間が、もうお金がないということで、そこで終わっています。その件について、どう思われているか、どうですかね。私としたら、その区間をせめて道路だけでも今継続していただくようにお願いできるかできんか、ちょっと誰か答弁できたらお願いします。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 通告の趣旨にあまりにも沿わない内容かと認識しております。

議事整理をお願いします。

○議長（藤野菊信君） 伊部議員に伝えます。

今の質問に対して、理事者側には何も通告をしていませんので、答弁は控えさせ

ていただきます。

伊部良美君。

- 12番（伊部良美君） 通告って、最初から一遍も通告ないですよ、これ。通告はしているけれども……。
- 議長（藤野菊信君） 今の質問、今の質問までは、丁寧に答え……。
- 12番（伊部良美君） 打合せをしたときに、1回目の打合せをしていけば、これを私が再質問するというような思いでいたんですが、ここで1度もないんですって、打合せは。議長、度々私にそういう言葉を投げるんですが、これは理事者のほうにも、もうちょっと素直に、質問したら答弁書を打ち合わせするようになってるのが、私から何度も言っているんですが、全然誰も拒否しているんですが。今後、そういうことはないように、町長もそういう答弁をするなら、速やかに答弁を受けて、打合せをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 議長（藤野菊信君） それは分かりました。けれども……。
- 12番（伊部良美君） 次に移ります。
- 議長（藤野菊信君） 伊部議員、通告書に始めからだっと出してくれれば、さっきの答弁がもらえるんですって。これもらったらこれを言おうと思うとか、こういうことを言わんと、初めから……。
- 12番（伊部良美君） 答弁をもらって、またかぶせようと。
- 議長（藤野菊信君） このかぶせを、初めから……。
- 12番（伊部良美君） それは、まあいいです、もう。今後そうしてくれるようお願いいたします。
- 議長（藤野菊信君） 分かりました。ただ、もうこれで終わったなら、次の質問に移ってください。
- 12番（伊部良美君） 今後、そういうように進めていただくよう、切にお願いします。次に移ります。  
赤道・青道の管理について質問をいたします。  
1点目の赤道・青道の管理は、県から町に何十年か前に移行されたと同っておりますが、間違いないかどうか。
- 議長（藤野菊信君） 総務理事。
- 総務理事（山口隆司君） それでは、伊部議員のご質問にお答えをいたします。  
道路法の適用を受けない里道、いわゆる赤道や、河川法及び下水道法などの適用を受けない水路、いわゆる青道、これは法定外公共物に該当いたします。  
平成12年4月1日に施行された地方分権一括法に伴う国有財産特別措置法の一部改正により、それまで国有財産であった法定外公共物のうち、機能を有しているものは平成17年3月末までに国から市町村へ譲与されております。この譲与に伴い、境界立会い、用途廃止等の財産管理については、平成17年4月1日から町が行っております。  
ただし、全ての法定外公共物が譲与の対象ではございません。譲与されなかった法定外公共物は、引き続き国有財産として財務省が管理をしております。なお、維持補修、除草、清掃、流水等の機能管理につきましては、従前から町が担っておりますが、日常的な維持管理については、従来からの慣習として、主に地元区をはじめ地域住民や利用者の皆様に担っていただいております。  
以上です。
- 議長（藤野菊信君） 伊部良美君。
- 12番（伊部良美君） この際、県のほうから、今問題というんですか、支障があるよ

うな箇所について、引継ぎがあったかどうかお尋ねをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えをいたします。

問題の有無にかかわらず、特に引継ぎはございませんでした。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 一例を挙げますと、この水路の位置は、56年3月26日の町との売買契約の地籍図のときは、水路は現在のところに位置されておりました。北側に、56年9月30日ですか、県のほうで地籍図をつくり替えたんですね。その結果、こっちにあった水路が、南のほうへ寄った状態で、今現在そういう地籍図の下に、法務局で登記をされております。この間の土地について、新たな人の地番がそこにのっかかったというような状態になっておりますが、町の所有者として、どのように思われているかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） お答えをいたします。

まず、町といたしましては、町民全体の公益を重んじ、案件が発生次第、これまで適切に対応してきたものと考えております。

今回お尋ねの件は、越前地区での一例になるかと思いますが、この件に関しましては、旧越前町における昭和時代からの土地や水道に関する諸問題であり、町としては解決困難な事案として重く受け止め、関連する事項も含めて、一切の対応を全て顧問弁護士に委任しております。

ご納得いただけない町民の方がいらっしゃるのであれば、司法の場などでご判断いただければよろしいかと考えます。そしてその判断が、町のこれまでの対応と異なるのであれば、今後、町として適切に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、議員お尋ねの件は、弁護士対応案件でございますので、ご質問に対する答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） これは56年3月26日の地域のときに、400坪、16の2と土地が400坪ありました。その川の南のほうに寄った状態で、200坪しか、この16の2のところへ、15の2が重なった状態で、200坪しか16の2がないような地籍図であります。その15の2の場所が、16の2に15の2が重なっている、その状態で、56年3月26日の契約に200坪戻すというような場所が、土地がなくなった状態になっておりますが、それに対して町としてどのように解釈しているかお伺いをいたします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） ただいまの伊部議員のご質問についても、これは本件に関連する事案でございますので、答弁は控えさせていただきます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） そうなると、その56年3月26日の契約そのものがどうなるのか、私としたり、それはちょっとおかしいという状態で思っているんですが、この契約の状態で200坪が返せんという状態になると、契約の不履行に当たるんじゃないかというような思いをいたしますが、町はどのような判断をなさっているかお伺いをいたします。

- 議長（藤野菊信君） 総務理事。
- 総務理事（山口隆司君） 先ほども答弁いたしました。この案件は弁護士対応案件でございますので、答弁は控えさせていただきます。
- 以上です。
- 議長（藤野菊信君） 伊部良美君。
- 12番（伊部良美君） そのところについては、金沢の裁判で、裁判長の判決は、その地籍図はおかしいですねという判決が出ております。そういう状態でも、今、代理人の弁護士に任せたとおっしゃっていますが、代理人もそのように判決に対して不服申立てもせず、その判決に同意していると思っておりますが、いかがでしょうか。
- 議長（藤野菊信君） 総務理事。
- 総務理事（山口隆司君） 今ほどのご質問につきましても、これは関連法案の、案件の関連する事案でございます。したがって、弁護士対応案件でございますので、答弁は控えさせていただきます。
- 以上です。
- 議長（藤野菊信君） 伊部良美君。
- 12番（伊部良美君） 最後になりますが、町長にお聞きします。
- これ今、契約のときに、水道課でこの契約をしている。この200坪を返すと返さないという話で、契約者に対して返すとうたっていないといっているんですが、一方の産業課のほうでは、その200坪に対して土地代を年に2万8,000円、ずっと支払っているということになると、町の解釈が、片っぽうは払わないけれども、片っぽうはその土地に対して地代を払っていると、こういう現象はどう取るのか、副町長、その話にも、理事しているときに、そういう話もあったんですが、ちょっと……。
- 議長（藤野菊信君） 副町長。
- 副町長（水島博之君） お尋ねの案件につきましては、内容は承知しておりますが、いづれにいたしましても、権利関係は全て弁護士の判断の下、判断したいと思しますので、この場で対応をお答えすることはできません。
- 以上でございます。
- 議長（藤野菊信君） 伊部良美君。
- 12番（伊部良美君） 分かりました。
- それより次に移らせていただきます。
- 赤道について伺います。
- 校舎の建設当時に公有水面に隣接するように赤道があり、越前町の町有地4の1、4の2の地籍が、なぜか町有地の地番がいつの間にか4の1、2が2、1に変わって、そういう丈量図ができております。そのときによって、登記面積も今は丈量図と売買の契約をされて、県に対して売っておりますが、そういうことはどうなるのかちょっとお聞かせください。
- 議長（藤野菊信君） 総務理事。
- 総務理事（山口隆司君） ただいまのご質問につきましても、先ほど同様、弁護士対応案件でございますので、答弁は控えさせていただきます。
- 以上です。
- 議長（藤野菊信君） 伊部良美君。
- 12番（伊部良美君） そういうことをすると、今、越前町の町民の皆さんの生命と財産を守るときれいごとを言われていますが、そういうことを自分らで始末ができ

んで、弁護士にしてくださいというような話も結構ですが、それは少しちょっと道理が離れていると思うんです。あくまでも、そういう、今、丈量図をつくった時点で、隣接者の確認をして、実測登記に変えて、それで売買をするというのが、これ通例のことであるんですが、それについてどう思われますか。ちょっとお伺いします。

○議長（藤野菊信君） 総務理事。

○総務理事（山口隆司君） 今、議員からご質問いただきましたが、全てこの案件につきましては弁護士に委任をしております。関連の事案についても全て町の顧問弁護士に委任をしておりますので、この件に関しましては、町のほうからお答えすることはございません。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 伊部良美君。

○12番（伊部良美君） 弁護士、弁護士と言われているんですが、それも結構ですけども、もうちょっと何か、その片方ではそんな土地は返すあれはないと、契約書に。片方はその地代を返してくださいと、土地の地代を払っていると。この現象は越前町の庁内において、どう皆さんが解釈するか、私はちょっと不思議でなりません、これで質問を終わらせていただきます。

○議長（藤野菊信君） これで、伊部良美君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

午前11時20分から本会議を再開いたしますので、定刻までにご参集ください。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時19分

○議長（藤野菊信君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けて行います。

次に、1番、中野斗夢君。

1番（中野斗夢君）登壇

○1番（中野斗夢君） 一昨日、越前小学校の校長先生から突如お電話いただきまして、越前オリーブ、海岸沿いに育つオリーブの葉っぱを使ったコサージュを、卒業生の胸に飾りたいということで、小学校のほうに呼ばれまして、その講師として行ってまいりました。皆さん、本当に子どもさんたち喜んでいただいて、むちゃくちゃかわいく、自分でオリジナルのコサージュを作ったんです。ぜひ、これ越前小学校だけにとどまらず、越前町内の小・中学校でも、これすごくいい活動だなというふうに思ったんで、ちゃっちゃ造花でやるよりは、そういうちょっと自分で、越前海岸で育つオリーブの葉っぱを使って自分でコサージュ作るという、何かすごくいい、で、45分で終わって、とってもいいワークショップではないですけども、講座だなというふうに思いました。

そのときちょっと私びっくりしたんですけども、わあ斗夢や斗夢や、斗夢議員や斗夢議員やというふうになって、ちょっと自分を勘違いするような状況に陥りまして、もうほぼ全員が僕のことを知っているって、ちょっとこれ知事選も考えればよかったなというふうに思うぐらいであります。年齢的に出られないんです

けれどもね。そういうことで枕を終わります。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問を始めさせていただきます。

さて、早速本題ではありますけれども、まず、国道305号線の越波対策についてであります。前人の伊部議員と少しかぶる部分もあるかもしれませんが、まず国道305号なんですけれども、今、傍聴の方も来られていると思うんですけれども、新しくできたバイパスを下りてから、米ノまでずっと行くあの道が305号なんですけれども、新しくできたバイパスができるまでは、いろんな厨の温泉街とか、あのあたりが305号だったんですけれども、今、バイパスができたことで、あの上がバイパスになりまして、いわゆるファミリーマートの前とかアクティブハウス越前の前は町道というくくりになっていますので、ご承知おきをお願いいたします。

ちなみに、今回のこの国道305号の越波対策、それから、この今の町道の部分も少し話が含まれますので、ご承知おきをお願いいたします。

この問題については、これまで多くの先輩議員の方々が質問をしてきたと思っております。もちろん該当の地区から何度も要望事項として上がってきていることでしょうし、そして、町としても県や国に幾度となく、何十年も前から対策の要望をしていることと推察をいたします。

では、なぜ今回この質問を改めてするに至ったか、それは高田町長に実際にこの越波の現場に来てもらったからです。あれは今年の1月11日、その日は越前町の消防団の出初め式が行われまして、終了後、その海岸沿いに住む地域の方から1本の電話がかかってきたんですよ。「斗夢君、波がすげえことになっている。一遍見に来とっけ」と、こういう電話があったんですね。僕は「分かりました」とすぐに返事をして、そのときちょうど町長の車とすれ違うタイミングだったんです、終わった後だったんで。ちょっと僕、失礼ながら呼び止めて、「町長、実はこうこうこう電話があって、来ていただきたいんです」というふうに申しあげたら、「あっ、すぐ職員行かせます」と返答がありました。私その足でそのままその現場へ向かったんです。その20分後ぐらい後でしょうかね、私のほうにまた町長から電話がかかってきまして、「やはり私が行きます」というふうに連絡がありました。

そこで、道の駅越前で合流をしまして、その地域の方の案内も受けながら、コンビニエンスストアの辺りぐらいから、南越前町と越前町の境まで、ずっと約1時間半ぐらいかけて、越波の現場とか、要所要所で車を降りて、写真とか動画を撮りました。今日補足資料として配っております。そちらでそのときの写真がいろいろとあるんですけれども、実際写っているこの黒い人物は町長なんですけれども、ぜひそれを見ていただければと思います。

道路には大量の砂利とか砂とか、そして3ページにあります2の写真には、ちょっと池のようになっていると思うんですけれども、これ実は皆さん全部海水なんですね。波が打ち上がったことによって、路肩のほう海水がどよーんとたまって、錦鯉でも飼えるぐらいの海水の量がたまっているんですよ。こういうふうに、常に越波がばんばん上がってくると。写真について一つ一つちょっと説明は省きますけれども、白いのは全て海岸から打ち上がってきたごみです。そして、大きい発泡スチロールの玉であるとか、このぐらいの大きい漁具のブイですね。重さでいうとかなりの重さですよ。

そして、このちょっと写真にはないんですけれども、米ノの辺りには、越波の防

止として透明の防波堤してありますけれども、あれ割れて、それが道路に散乱しているんですね。あれ1つでも非常に重いんですよ。めちゃくちゃ重い、ただのプラスチックボードじゃなくて、恐らく強化アクリルか何かやと思うんですけども、非常に重いものであります。ですから、透明ですから、運転していると見えないんですよ、それが。めちゃくちゃ重いんで、実は僕持って、それを町長と2人で路肩に寄せたりしたんですけども、これむっちゃくちゃ危ないなというふうに思いましたね。見えないですから、透明ですからね。

私みたいに、越前海岸沿いに住む議員としたら、これ年に二、三回あることですから、ある意味見慣れた光景というふうになりますけれども、それをリアルタイムで初めて見た町長にとっては、衝撃的な光景だったのではないかなというふうに思います。

以上が、今回この一般質問をするに至った経緯でありますけれども、後ほど町長の感想も踏まえて質問をさせていただきます。

では、まず、現在要望中、あるいは既に事業化をしている越波対策等の事業を教えてください。建設理事、お願いします。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） それでは、お答えをいたします。

越波対策といたしましては、消波ブロックなどの設置のほか、護岸のかさ上げがあり、内容や状況に応じて国庫補助事業や県単独事業などで対応をしております。

現在、白浜海水浴場の駐車場から南に約100メートルの間が、国庫補助事業で事業化されており、県において測量及び設計を実施していただいているところでございます。

また、要望中の箇所につきましては、特に越波被害が大きい左右地係、梅浦地係のほか、厨地係の大浜や長須浜における対策を、国並びに県へ要望しているところでございます。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今お答えありましたように、先ほど伊部議員の質問にもありました白浜のあの辺りが越波対策の事業化が進んでおりまして、早々に着工が始まるということでもあります。

そして、この日、越波があった1月11日の後にも、地区住民から連絡いただきまして見に行ったら、大浜の後ろ、民宿の後ろの大きいコンクリートブロック、このちょうど理事が座っているより大きい演台、もっと大きいぐらいの演台がばーんと2つに割れて、何が一体一瞬で起こったんやというぐらいのすごい光景があるんですけども、そういったところも随時修繕が進めばというふうに期待するところです。

次に、越波対策のこの事業化に当たり、優先度等はあるのでしょうか。また、町道や国道で、対応の違いや事業化の速度に違いはあるのでしょうか。肌感でもいいので教えていただきたいと思っております。

○議長（藤野菊信君） 建設理事。

○建設理事（原 雅哉君） それでは、お答えをいたします。

まず、越波対策の事業化の優先度についてでございますが、事業化に当たりましては、越波による危険性や通行への支障など社会的影響の大きさ等を、事業主体において総合的に判断し、優先度が決定していることと承知しております。また、町道と国道における対応の違いはございませんが、事業化の速度につきましては、

国庫補助事業を活用する場合と県単独事業として進める場合とでは、優先度に加えまして予算措置や手続の状況等により、採択までに要する時間に差が生じていることと承知しております。

以上でございます。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） それでは、町長に伺います。

あの現状を、1月11日、まず同行いただいてありがとうございました。あの現状を見たときの率直な感想、これを教えていただければと思います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） 質問にお答えします。

1月11日に、厨から米ノにかけて、写真にあるように、中野議員たちと共に海岸、道路の状況を現地で確認いたしました。改めて越波の影響の大きさと危険性を強く感じたところでございます。現地では、海水が道路上や周辺にまで入り込み、路面が広くぬれている箇所も見られました。加えて、写真にありますように、飛散物や堆積物も確認され、車両の通行及び駐車、歩行者の安全確保の面でも、非常に厳しい状況であると受け止めております。

また、こうした影響は道路だけにとどまらず、地域住民の皆様の暮らしや事業活動、さらに観光で訪れる方々に関わる問題であることから、現地を見て改めてこの問題に関しての認識を強く実感いたしました。その意味で、越波対策はしっかりと対応していかなければならない重要な課題であると認識しております。

今後も、県や国など関係機関と十分に連携しながら、現場の実情を踏まえた対応が前に進むよう取り組んでまいります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 次で関連の質問は最後になります。

当時その状況を見た町長は、私にこうおっしゃいました。「国会議員等にもすぐに伝えて、今の現状を打開すべく頑張る」と、こういう心強い言葉もいただきました。これについて、教えていただける範囲で、どのような方面に報告をして連絡をしたのか、そして、町としてどのような対応だったか、そして、そのお伝えした先、国会議員や国交省なり関係機関の反応はどうだったか、教えていただければと思います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） ご質問にお答えします。

現地確認の後、国会議員をはじめ関係の方々に直接お会いする機会もございました。その折々に越波の状況や沿岸道路の厳しい実情についてお伝えしてあります。その際には、現場の切実さや課題の重さについて受け止めていただいているものと認識しております。

今後も、要望書をお渡しする場に限らず、懇談など様々な機会を捉えながら、必要性和緊急性が十分伝わるよう働きかけ続けてまいります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ありがとうございます。

冒頭申し上げたとおり、何度も国や県に要望してきたこの課題、しかし、次回からの要望の熱量を、少なからず変化が生じるのではないかと思った今回の事案であります。そして、この熱量が少しでも上がることを期待します。なぜなら、あのとときの音とか風とか温度とか、あるいは偶然まちで会った人々の声を聞いた、これを五感で感じた人が実際要望するから、これに期待をする。もちろん、来年

度に事が大きく前進して、防波堤の高さがうんと上がったたり、こういったことをすぐ進むとは思っておりません。しかし、今回のことで少しでも、1年でも、何らかの形で対策が進む、このことを大きく期待し、私からも早期の改善を要請し、この質問を閉じます。

次の質問に移ります。

次は、アクティブハウス越前と道の駅越前の再整備計画についてです。

昨年12月の月例会において、アクティブハウス越前の再整備についてという内容で、理事から説明がありました。議員の皆さんにおかれましても、記憶に新しいことかと思えます。

では、まず、再整備を検討するに至った経緯と検討委員会での進捗状況を教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。ご質問にお答えいたします。

アクティブハウス越前は平成4年3月に建設され、当初は年間7～9万人の利用者がありましたが、令和4年度には約9,500人まで減少していることから、令和4年9月より指定管理者である越前町公共施設管理公社と、アクティブハウス越前の今後について協議を行いました。その後、令和5年2月の議員月例会、5月には越前地区区長会にて現状と改善策を報告し、経費削減及び赤字縮減を図るため、令和5年10月から令和6年3月までの期間、プール棟を休館としました。その間に行われた施設等の点検において、休館前に確認できなかった不良、故障箇所が確認され、さらに、漏水箇所等が増加していることが判明しました。

平成4年の営業開始以来30年以上が経過しており、経年により施設の老朽化が著しく、安全に営業を再開するには莫大な修繕費用を要します。仮に修繕し再開したとしても、再び同じような事象が表れることも考えられることや、経営改善も見込めないことで、修繕は現実的ではないと考え、廃止を検討することとし、休館を延長することとなりました。

プール廃止に伴う改修工事の財源確保のため、令和6年6月に、福井県の新幹線時代の観光地域スケールアップ事業補助金に応募し、令和6年12月に、道の駅越前を拠点とした越前海岸全体の観光スケールアップを図ることを目的とした計画策定のため、越前海岸地域観光活性化計画策定委員会及びワーキンググループを設立し、令和6年12月から令和7年3月までに5回のワーキンググループで、計画の方向性など主にソフト事業の計画案を作成し、第2回の策定委員会にて承認をいただきました。

令和7年4月からは、ワーキンググループでの意見を基に、アクティブハウス越前の再整備、ハード事業の計画案について、福井県観光連盟からの助言をいただきながら進めてまいりました。令和7年12月の第3回の策定委員会では、解体案と改修案の2案を説明し、解体の方向性で承認いただき、令和8年2月の第4回の策定委員会では、ハード事業の整備内容を加えた計画案を説明させていただきました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今ほどの発言の中に、県観光連盟からの助言をいただきという言葉がありました。どのような類いの助言だったのでしょうか、教えてください。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

ご質問にお答えいたします。

県観光連盟からは、施設整備の内容が本計画の目標、方向性に即しているか、また、整備後の施設の運用についてなど、特に観光客の滞在時間を延長させる取組を実施できるよう、県内外の事例など魅力アップのための助言をいただきました。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） このアクティブハウス越前、道の駅越前ですね、これを再整備を進めるに当たって、町の方針や、あるいはどのような施設にしていきたいかなど、全くのたたき台はなく、白紙の状態が始まったのか、あるいは行っているのか、これを伺います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

ご質問にお答えいたします。

再整備につきましては、「カニと温泉のまちのリブランディング」をテーマに、道の駅越前エリアを核とした観光周遊の拠点とし、また、カニと温泉に関連した越前地区の観光資源などを展示するなど、地域一体となった観光地域づくりを目指し、訪れる方の滞在時間の延長を図るための施設にしたいと考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） ところでですが、今日、多く傍聴いただいていますし、現在、越前地区に住む住民の方も関心の多いことかと思うんですけども、今の説明からプールの再開はないと判断できますが、差し支えはないでしょうか。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） ご質問にお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、令和5年10月から令和6年3月までの期間で、プール棟を休館し、この間で施設点検において故障箇所が確認され、さらに漏水箇所等が増加していることが判明するなど、30年以上が経過し、経年による施設の老朽化が著しく、安全に営業を再開するには膨大な修繕費用を要することや、経営改善も見込めないことで、修繕は現実的ではないと判断し、以上のことから、プールは廃止に向けた調整を進めております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 安全に営業を再開するのに膨大な費用を要するというのは、具体的に修繕費用は幾らぐらいと試算されているのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

令和6年の調査では、プールの修繕に約1億8,000万円程度の経費が必要と試算されております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今回のこの検討委員において、漁火温泉の施設改修等は議論になっていないのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

ご質問にお答えいたします。

策定委員会の設置に当たり、計画の目的として、越前がにや越前温泉などの観光施設を生かした地域一体となった観光地域づくり、また、休館となっているプール棟を再整備することで、道の駅越前の観光拠点化と説明しておりますので、漁火温泉の改修意見はございませんでしたが、必要に応じて検討してまいります。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 今のお答えなんですけれども、このリブランディングは越前温泉とカニを、もう一度皆様にお伝えしようと、そしてここを利用してもらおうというのが、このリブランディングの計画とか目的であるというふうに思っています。越前温泉という言葉が前に来ていますけれども、この越前温泉をアピールするのに、漁火温泉の改修は議論になっていないと。そして、今お答えあったんですけれども、計画の目的として、越前がにや越前温泉などの観光施設を生かした地域一体となった観光地域づくり、また、休館となっているプール棟を再整備することで、道の駅越前の観光拠点化と説明しておりますので、漁火温泉の改修意見はございませんでしたと言ったんですね。

道の駅越前というのはあの一带を、それは詳しい人から言わせれば、あそこだけが道の駅越前だから、漁火は関係ないとかプールは関係ないという方もたまにいらっしゃるんですけども、我々一般的に考えれば、あの辺一带が道の駅なんです。登録上も恐らくあの辺一带が道の駅になると思うんです。このちょっと申し訳ないですけども、漁火温泉の施設改修が議論になっていないことと、今の理事の回答では、正直、整合性はないなというふうに私は思います、率直に。ただ、今のような説明で、検討以下が進んでいたということ自体は、もう今ここで何か我々が申し上げても、特に事が変わるわけではないと思うので、厳しいことは言いませんけれども、やはり、後ほどちょっと私、意見言わせてもらいますけれども、この漁火温泉の改修すら議論になっていない、この道の駅の改修をするに当たって。それはちょっといかなものかなというふうに、率直に思います。

では、原案ではプール棟を廃止して、解体して、何らか新しい施設を造るということで話が進んでいると。そして2月27日のこの検討委員会での説明でも、そのような説明で、このように決定する予定ですというふうに説明したというふうに思います。現にこの2月27日には、そのような説明を聞いたというふうに皆さんおっしゃっています。今、この新しい施設を造るかプール棟を改修するかの、どちらか一方を選ぶような政策になっています。プール棟は廃止し、全てのリソース、人的資源、お金などなど、これを今残っている漁火とか物販のコーナー、そして飲食のコーナー、はたまたもっと言えばとい面にあるかにミュージアムであるとか物販のコーナー、ああいったところに、今のリソース、お金とか人的資源を集中させるという選択肢はあり得ないのでしょうか伺います。

○議長（藤野菊信君） 産業理事。

○産業理事（高木剛彦君） 産業理事、高木です。

ご質問にお答えいたします。

プール棟解体後に、策定委員会などでいただいたご意見をできるだけ反映させた施設を建設する予定で、日本海の眺望を楽しむテラスや、越前焼に関するコーナー、サイクリストやバイカーのための工具の設置など、滞在時間を少しでも延長させ、観光消費額の増加を図ることを考慮した施設にしたいと考えております。

また、この整備計画の中で、道の駅越前の受電設備や空調設備の更新を実施する計画であり、漁火やかにミュージアムを含めた道の駅越前が、越前海岸地域の観

光拠点であると考えております。

以上です。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 冒頭、この質問をするに至った理由を申し上げます。12月月例会でこういう説明があったから、この質問をさせてもらいますというふうに申し上げます。

この月例会での説明資料、できれば今傍聴に来ていただいている方々にも見ていただきたいんですけども、今の制度上難しいということで、かなわないわけがありますけれども、その資料には、検討委員会で出た今後進めていきたいであろう意見とか、その意見が既存のプール棟を改修した場合と、プール棟を解体した場合、解体して新築した場合で、どちらのほうが検討委員会で出た意見を反映できるかと、新しくした場合とあるいは改修した場合、検討委員会で出た意見、どっちのほうが反映できるかということが書いてある資料でした。

その資料を見たときに、率直に、私、奇妙というか不思議というか異様というか、そのように思いましたよ。なぜなら、進めていきたいことの内容のほとんどがソフト面。ソフト面というのは、建物を造ったりなんかするというのではなくて、何か企画開発したり、何か旗をつくったりという、そういう柔らかいソフト面のことだったんです。その進めていきたい内容というのが、検討委員会で出た内容が、ほとんどがソフト面だった。そして、今すぐ取りかかれること。さっき理事の回答にありました、バイカーとかサイクリストのために工具を設置して、滞在時間を伸ばそうと考えていると。今できるんじゃないと思うんです、僕。明日から。そんなこと検討委員会で検討する、大事ですけども、それぐらい程度だったら、今できるんじゃないですかと僕は思うんですよ。そして、このすぐ取りかかれることばかりじゃないかというふうに思うんです。

で、それが反映できるかどうかの対象の相手が、プール棟を改修するか新築するかで比較されているんですよ。このハード以外のハードというか、ハード中のハードですよ。プール棟を直すとかプール棟を壊して新しく建てると。これとソフトですよ。今言った工具を置くとか、何か新しいPRのポールをつくるとか、越前町の地場産食材を使った商品を開発するとか。これがプール棟を改修した場合はできるとか、プール棟を改修して新築した場合はできないとかいうふうな表だったんですよ。あれ見たときに、さっき言った、ちょっと言葉はきついかもしれないけれども、奇妙というか不思議というか異様というふうに感じたんです。何でこれとこれが比較できるのかなと。

ですから、傍聴者の方々には本当に何も資料のない中で、今私が言ったことを理解することはなかなか難しいと思うんですけども、どんなふうにかかれていたかということをちょっと説明しますと、例えば、カニや温泉をPRするのぼり旗の作成というふうにかかれていたんです。そして、プール棟を改修した場合と新築した場合、どちらもこの意見は反映できるというふうにかかれていたんです。今言ったPRするためののぼり旗をつくりますと、そのためには、プール棟を改修しても新築した場合でも、この意見は反映できますよって。この時点で、私はおかしいと思うんですよ。別に改修しなくても新築しなくても、PRののぼり旗はできると思うんですよ。これをわざわざこの資料にした理由も分からないんですよ。

次に、伝統工芸の展示や体験とありました。プール棟を改修した場合は、十分にこの意見を反映できる。新築の場合は、小規模なら反映できるとありました。ど

の程度の展示をするのかも分からないし、体験ってどの程度の体験なのか。もっと言えば、宮崎村で今新しく、つい先日の月例会で新たな検討委員も決まりましたよ、町議会議員の中で。陶芸村の再開発も進むわけですよ。そんな中で、伝統工芸の展示とか体験というものが、そこに入ってくるのも私はよく分からない。

次で最後にしますが、ロゴマークの作成と越前温泉のグッズ制作と書かれていました。これもプール棟を改修した場合と新築した場合では、どちらの意見も反映できるというふうに書かれていたんですよ。それはそうやろと。今できるんだから。6億、7億かける計画の説明、この14人の町民を代表した議員にする説明資料とは到底思えないですよ。真剣に考えているのかと。ちょっと怒りすら覚える資料でした、私あれは。

全て申し上げませんが、お聞きの皆さんで違和感を感じませんか、今私が言ったこと。なんで、旗とかロゴマークとかの作成と、プール棟の改修と新築がリンクするのか。少なくとも私の、今の現状の理事者側からの説明だけでは理解できません。そしてもっと言うと、十分に反映できるというのが二重丸で表されていました。反映できるが丸で表されていました。小規模なら反映できるが三角で表されていました。

今回の事務方の説明では、新築する方向で話が進んでいると思います。でもね、月例会で見たこの資料には、改修した場合の欄には三角が0個だったんですよ。でも、新築の場合の欄には三角が5個ついてたんですよ。なのに、新築のほうを選んでるんですよ。検討委員会で出た意見の反映が、十分に反映できない側を選んだということですよ。そうじゃないですかね、今。それが違うというのであれば、手を上げていただいて結構ですよ。これも理解できないです、私は。検討委員会で出た意見を反映するためには、率直にあの資料だけ見るなら、改修を選択されるんじゃないかなというふうに私は思っています。

結論ありきで事が進んでいるんじゃないかなということが、どうも勘ぐりますよ。下衆の勘ぐりかもしれませんが。そして、そもそも再整備の目的が、カニと温泉のリブランディングとかPRなのに、先ほど申し上げたように、漁火の改修も議論になっていないと。町長は、漁火温泉に行ったことがありますかね。今空前のサウナブーム。漁火のサウナ入ったことがある方はおられますか。

一方は、七、八人入ればいっぱいなんですよ。そして、せっかくの海臨めるのに、窓こっち側についています。七、八人は入れる漁火。そして、もう一つのほうのサウナ、ここ今、男女で言っていない理由は、お風呂が入れ替わるので、男湯、女湯という言い方はしないんです。もう一つのほうは、2人入ったら、サウナ限界なんです。こんなんですわ。そして、窓すらないんですよ。見えるのは洗い場なんですよ。ドアから見えるのは洗い場なんですよ。

例えば、今この空前のサウナブームですよ。いろんな温泉へ行ったら、もう若い者でたくさん。年配の方もたくさん。オリジナルのサウナハットをかぶっていますよ。サウナを改修して、大きな窓を海側に設置して、サウナの要である座席とか足元のすのこや、あるいは炉を囲む板張り、こういったものを越前町産の木材を使ってやって、よく皆さん越前町産木材、越前町産木材と言いますけれども、サウナほど木材に触れるところはないですよ。手もお尻も足も全て触れますよ。そして、温められて、香りも高まってきますよ。越前町産の木材を使用して、立派なサウナ室を造ったらいいと思いますよ、僕。外には広大な日本海とか漁火が見ることのできる外気浴用の椅子、本当に少ないですね、今、椅子を置くだけでも安い金額で私できると思っています。だって高い椅子を置いてって言っているんじ

やないんです、プラスチックの椅子でもいいじゃないですか。こういうふうに、現状を打開できることたくさんあると思うんですよ。

そして、まだまだ道の駅越前の中には、和室とかレストランとか屋上とかフロア、今、議員に資料配って、私写真撮ってきました。たくさんデッドスペースあるんですよ。中庭とか、有料の和室とか、そして手狭なこの狭いスペースでやっている飲食店とか、このブルーシーの上はデッキ張りできれいなテラスですよ。こういうデッドスペースいっぱいあるんですよ。

それなのに、何か新しい建物を造って、屋上から海見えるようにしますとか、こういうような議論をする。そして、芝生つくってドッグランにしますという意見もあるそうですよ。冬中、雨、雪、大風なのに、外で遊べる時間のほうが少ないんですよ。そして、検討用紙には、冬のほうが客単価が高いと書いてあるから、やはり冬メインにした売り場、施設づくりをすることが、私あれなんじゃないかなと、妥当なんじゃないかなと思いますけれども、連絡通路も、今の現状、計画案を見る限りでは、外に出なきゃいけないと。

こういうちょっと何と申しますか、そして新しく新築予定のところにはアンテナショップもつくと書いてありましたよ。かにミュージアム側にも、今の道の駅の中にも、物販スペースがあるんですよ。合計3つの物販スペースが生まれることになるわけですよ。新しく新築してアンテナショップをつくったらね。これも、これで消費が上がればいいですよ。今あるお金がもっと増えると。

一方で、じゃ、今まであった100万円の売上げが3つに分かれるようになったら、これ意味ないですよ。同じスケールアップ事業に手を上げている越前市の計画書見ましたかね。ここにありますよ。越前和紙バレー創造事業計画整備計画。めちゃくちゃ綿密に書かれていますよ、これ。こうしたいああしたい、目的、そしてスケジュール感、全てが明確に書かれていますよ。これと、今のこの道の駅越前のダイジェスト版、この町がつくった。これ見ても、どうも私は、もう今すぐどんどん進めろという立場にはなかなか立てません。本当にこのままで大丈夫かというのが私の意見です。

最後に伺います。そもそもこの計画に伴う資料、一連の資料ですね。月例会から全て2月27日にあった説明の資料、これ町長は是としているのでしょうか。そして、町長はこの課題や計画に対する政策的な考え、どのようにお持ちなのか伺います。

○議長（藤野菊信君） 町長。

○町長（高田浩樹君） それでは、ご質問にお答えします。

本計画では、県内トップブランドである越前がに、そして越前海岸で古くから親しまれてきた玉川、厨、南部、3つを総称した越前温泉の魅力をさらに高め、カニと温泉のまちとしての価値を高めていくことを基本的な方向性としております。

ソフト面では、地域に密着した民宿、旅館業や、飲食業の方々を中心としたワーキンググループで提案された施策なども踏まえ、観光連盟と連携し、新たな誘客や消費の拡大につながる取組を進めてまいりたいと考えております。

また、ハード面では、老朽化したアクティブハウス越前を再整備することにより、訪れる方の滞在時間の延長や周遊の促進につながる仕組みを進めてまいり、地域経済への波及にもつながるよう取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、観光客や地域のニーズを踏まえ、地域の強みを生かしながら、地域全体の玄関口として、持続可能なにぎわいの創出につながるよう取り組んでまいります。

○議長（藤野菊信君） 中野斗夢君。

○1番（中野斗夢君） 時間も少なくなってきました。これで終わりますけれども、昨日、寺坂議員の質問もありました。中部縦貫自動車道の開通を見据えた、こういう計画も立てていく予定はありますかという質問もありました。私、全くそのとおりだと同意します。恐竜博物館とか福井の駅前で遊んだ人が、数ある温泉とか絶景のスポットの、数ある福井県のこのスポットの中から、いかに越前町を選んでもらうか。そして、いかにもう一山超えて越前海岸まで足を延ばしてもらうか、これが大事。この計画の中からは、正直、どうもこれをもっと増えて、越前海岸がわくわくするような予感が全くしない。ぜひ、町長、そして副町長には、もっと明確で的確な、その数字も交えた計画になるように、スケジュール感も含めて、ちょっとこの計画の練り直しは必要なんじゃないかなと。このままでいくというなら、もう私もどんどん一般質問をしますけれども、ぜひ取り組んでいただきたい。

以上で質問を終わります。

○議長（藤野菊信君） これで、中野斗夢君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は終了しました。

お諮りします。

本日の会議はこれで散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤野菊信君） 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、来週9日月曜日午前10時から全員協議会を開催しますので、定刻までにお集まりください。よろしくお願いいたします。

散会 午後 0時03分